

天白区制 50 周年記念事業募集要項

1 趣旨

天白区制 50 周年にあたり、天白区内全域で区制 50 周年を祝うことに賛同する企業、団体及び個人（以下「申込者」とする。）が、申込者の主催事業についてその名称に記念事業である旨を冠として行うイベント等（以下「冠事業」とする。）を募集します。

冠事業に対しては、ご希望に応じ、天白区制 50 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」とする。）から特製ステッカーと「かぼっち特製賞状用紙」を進呈します。また、天白区マスコットキャラクター「かぼっち」の着ぐるみ、なりきり帽子、スタンドパネルを貸し出しします。

【進呈物】（イメージ）



〔特製ステッカー〕
直径約 6 センチ



〔かぼっち特製賞状用紙〕
A 3 サイズ、A 4 サイズ

【貸出物】（イメージ）



〔かぼっち着ぐるみ〕



〔なりきり帽子〕



〔スタンドパネル〕
高さ約 1.3 メートル

2 対象となる事業

冠事業の対象となる事業は、天白区制 50 周年を祝うために申込者が自ら事業実施費用を負担して実施する事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 天白区の住民同士の交流機会をより一層拡大するもの
- (2) 天白区の地域活動の活性化を促進するもの
- (3) 天白区の地域のつながり・絆の進化を加速させるもの
- (4) 天白区の魅力を飛躍的に高めていくもの
- (5) 天白区民の誰もが、真に、安心・安全で健やかに、いきいきと暮らせるまちな実現につながるもの

3 募集期間及び実施期間

募集期間：令和 6 年 3 月 18 日（月）から令和 7 年 3 月 24 日（月）

実施期間：令和 6 年 3 月 23 日（土）から令和 7 年 3 月 31 日（月）

※令和 7 年 1 月 31 日（金）までにご応募いただいた事業につきましては、天白区制 50 周年記念事業の記念誌に「冠事業一覧」として掲載します。

4 冠の表記

冠事業に使用できる冠は、「天白区制 50 周年」とします。

5 申込方法等

申込者は、実行委員会に対して、天白区役所ウェブサイト内「区制 50 周年特設サイト」内の申込みフォームに必要事項を入力してください。もしくは、必要事項を記入した「天白区制 50 周年記念事業申込書」を電子メール等で提出してください。

申込書は、天白区役所ウェブサイト内「区制 50 周年特設サイト」に掲載しております。また天白区役所 3 階企画経理課にて配布しております。

申込み後にチラシ等を作成した場合は、1 部を電子メール等でご提出ください。

また、併せて「天白区制 50 周年記念ロゴマーク」を使用する際は、「区制 50 周年特設サイト」に掲載の注意事項をご確認の上、使用してください（申込み不要）。

6 対象とならない事業

申込者または事業が、以下のいずれかに該当すると認められる場合は、お申込みいただくことはできません。その場合は、実行委員会事務局からご連絡いたします。

- (1) 特定の政治、思想、信条、宗教の活動に利用される場合
- (2) 不当な利益を得るために利用される場合
- (3) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で支障となる場合
- (4) 法令や公序良俗に反する場合
- (5) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるとき
- (6) 営業活動など、営利目的で使用するとき

ただし、社会貢献活動など公益或いは公共益に資する活動と認められる場合はこの限りではない

- (7) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (8) 天白区の PR など天白区政の推進に寄与するという趣旨に反する場合や、天白区もしくは名古屋市の品位を傷つける場合等承認することが不相当と認められる場合

7 申込内容の変更等

申込内容を変更または冠事業を中止しようとする場合は、実行委員会事務局までご連絡ください。

8 申込みの取消し

実行委員会は、申込みを受けた事業が上記 6 に該当する場合、その他冠事業として適当でないと認める場合は、その申込みを取り消すことができるものとします。

申込みの取消しにより申込者等に損害が生じた場合であっても、実行委員会及び天白区役所はその損害を賠償する責めを負いません。

9 その他

申込者は、冠事業の実施について、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、実行委員会及び天白区役所は、損害賠償、損害補填その他法律上の責任を一切負いません。

また、この要項に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、実行委員会が別に定めるものとします。